

# 一般社団法人 富山県臨床工学技士会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 富山県臨床工学技士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を 富山市 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、県民の福祉、医療の普及発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する事
- (2) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事
- (4) 臨床工学に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事
- (5) 医療安全の向上に関する事
- (6) 内外関連団体との連帯交流に関する事
- (7) その他当法人の目的を達するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として総会(第15条第1項の総会をいう。以下同じ。)及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第7条 当法人は、次の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

正会員は、臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条による臨床工学技士の免許を有し、当法人の目的に賛同して入会した個人とする。

賛助会員は、当法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体とする。

名誉会員は、当法人に顕著な功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者とする。

(入会)

第8条 当法人の成立後正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第9条 正会員となる者は、総会で定める額の入会金を支払わなければならない。正会員及び賛助会員は、総会で定める額の会費を支払わなければならない。名誉会員は、入会金及び会費を支払うことを要しない。本条の会費のうち正会員が支払う会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第10条 当法人は、正会員、賛助会員及び名誉会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。  
当法人の正会員、賛助会員及び名誉会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は正会員、賛助会員及び名誉会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(休会)

第11条 正会員は、理事会において別に定める事由に該当したとき、届出に基づいて会長が休会を認めることができる。

(退会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長(第24条第2項の会長をいう。以下同じ。)に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。前項のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 第7条2項に規定する免許を喪失したとき。
- (3) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に違背する行為をしたとき。
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに該当会員に、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第14条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第 3 章 総 会

(構成)

第 1 5 条 総会は、正会員をもって構成する。  
前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 1 6 条 総会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- ( 1 ) 事業計画及び収支予算
- ( 2 ) 事業報告及び収支決算
- ( 3 ) 理事会において総会に付議した事項

(招集)

第 1 7 条 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長(第 2 4 条第 2 項の副会長をいう。以下同じ。)がこれを招集する。

総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 1 8 条 総会は、法人法第 3 8 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 1 9 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(決議の方法)

第 2 0 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

法人法第 4 9 条第 2 項に定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(総会の決議の省略)

第 2 1 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 2 2 条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第 2 3 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印し、10 年間当法人の主たる事務所に備え置くも

のとする。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名

理事のうち1名を会長とし、若干名を副会長とする。

前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、当該理事及び監事に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第30条 当法人に、顧問を置くことができる。

顧問は、学識経験者又は当法人に功労のあった者の中から理事会の推薦により、

会長が委嘱する。

顧問は、当法人の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。その額については、総会の決議により別に定める。

理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第32条 当法人に、理事会を置く。

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 総会において決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会の招集及びこれに付議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(招集)

第34条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

前2項の規定による招集があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は、理事会を招集することができる。

(招集手続の省略)

第35条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

( 理事会の決議の省略 )

第 3 8 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき( 監事が当該提案について異議を述べたときを除く。 )は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

( 職務の執行状況の報告 )

第 3 9 条 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

( 理事会議事録 )

第 4 0 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、 1 0 年間主たる事務所に備え置くものとする。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

## 第 6 章 委 員 会

( 委員会 )

第 4 1 条 理事会の決議に基づき、事業推進のため必要と認めるときは、当法人に委員会を置くことができる。

## 第 7 章 資 産 及 び 会 計

( 資産 )

第 4 2 条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 入会金及び会費
- ( 2 ) 寄付金品
- ( 3 ) 資産から生ずる収入
- ( 4 ) 事業に伴う収入
- ( 5 ) その他の収入

当法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

( 経費の支弁 )

第 4 3 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

( 事業年度 )

第 4 4 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

( 事業計画及び収支予算 )

第 4 5 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。

前項の規定により暫定予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不配当)

第47条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第48条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置く。  
事務局には事務局長を1名、事務局員を若干名置くことができる。  
事務局長及び事務局員は、理事会の決議を経て会長が行う。  
事務局長は、理事をもって充てる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附 則

(施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員任期)

第54条 当法人の設立時役員任期は、第28条の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第55条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	高 道	昭 一
(住所省略)	森 田	猛
	宮 野	勝 利
	熊 代	佳 景
	斉 藤	理 恵
	笹 山	真 一
	澁 谷	登
	小 島	静 香
	徳 道	久 就
	堀 田	直 樹
	森 田	幸 浩
	山 下	智 之
	山 口	雄 太
	山 下	敬 雄

(設立時役員)

第56条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	高 道	昭 一
	森 田	猛
	宮 野	勝 利
	熊 代	佳 景
	斉 藤	理 恵
	笹 山	真 一
	澁 谷	登
	小 島	静 香
	徳 道	久 就
	堀 田	直 樹
	森 田	幸 浩

山下 智之  
山口 雄太  
山下 敬雄

設立時監事 嶋岡 健志  
松嶋 尚志

設立時代表理事 住所省略  
高道 昭一

(定款に定めのない事項)

第57条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

(以下、定款作成代理人の項省略)